



## 北海道函館市の 最後の江戸幕府奉行は 碧南とゆかりのある人物

北海道函館市には五稜郭という観光名所があります。この五稜郭は、1854年の日米和親条約締結によって箱館港が開港されたことを契機に、それまでは函館山のふもとに置かれていた箱館奉行所を防御上の理由から、移転して築造した城郭です。五角形をしているので五稜郭といわれているようです。ちなみにアメリカ合衆国の国防総省の建物も五角形（ペンタゴン）です。

五稜郭は、1857年に築城開始、7年後の1864年に竣工となり、箱館奉行所が移転し業務を開始しました。その後、1867年の大政奉還を受けて、一時、新政府に譲り渡されましたが、翌年

10月、榎本武揚率いる旧幕府軍が奪還。そして、1869年5月に旧幕府軍は降伏、五稜郭も新政府軍に引き渡されました。

この半年ほどの期間を箱館奉行として務めていた人物が碧南とゆかりのある永井尚志です。この人物は、15代将軍徳川慶喜の秘書官を務めており、京都で坂本竜馬と頻りに面談を繰り返して、大政奉還の天皇に対する奏上文案を作成しました。

永井尚志は、歴史的作家・三島由紀夫の父方の高祖父（祖父の祖父）にあたり、碧南出身の大名、永井直勝の系列です。尚志は、箱館戦争降伏後の1871年1月、特赦により出獄。1872年、明治政府に出仕し、元老院権大書記官等を歴任。享年は76歳でした。五稜郭に行くと、再建された奉行所の建物の内外の案内板などで永井尚志の紹介がされています。

1869（明治2）年、蝦夷地が北海道という名称になった際に、箱館も「函館」という漢字を使用するようになりました。現在の函館市の人口は26万人で、北海道（人口532万人）第三の都市で毎年500万人の観光客が訪れます（第一の都市は札幌市で195万人、第二の都市は旭川市で34万人）。

函館市には、五稜郭のほかにも函館山からの夜景、倉庫群、朝市、元町界隈など、観光資源がたくさんあります。市民の皆様、旅行される機会があれば、永井尚志のこともしのんでください。

## 償却資産の新規取得補助金 申請期限は9月28日(金)

**対象** 次の①～④のすべてに該当する事業者  
①次のいずれかに該当している中小企業者

| 業種     | 規模                       |
|--------|--------------------------|
| 小売業    | 資本金5,000万円以下または従業員50人以下  |
| サービス業  | 資本金5,000万円以下または従業員100人以下 |
| 卸売業    | 資本金1億円以下または従業員100人以下     |
| その他の業種 | 資本金3億円以下または従業員300人以下     |

- ②市税の滞納がない
- ③県信用保証協会の信用保証除外業種（風俗営業、農業、漁業など）に該当しない
- ④臨海部に事業所を有している場合、公害防止に関する協定の基準を遵守している

**対象となる資産** 平成29年1月2日～30年1月1日に取得し、市の固定資産課税台帳に登録されているもの

### 補助金額

| 資産の種類                                          | 補助対象経費           | 補助率 | 補助限度額                       |
|------------------------------------------------|------------------|-----|-----------------------------|
| ①償却資産                                          | 取得価額の総額          | 2%  | ①と②を<br>合わせて<br>上限300<br>万円 |
| ※取得価額の総額が小売・サービス業は30万円以上、卸売業・その他の業種は100万円以上です。 |                  |     |                             |
| ②工場などの<br>新増設                                  | 工場などの固定<br>資産評価額 | 2%  |                             |
| ※臨海部に立地する事業所で、既存緑地に替えて工場などを新増設した場合です。          |                  |     |                             |

**申請書類** 申請書、請求書、償却資産申告書および種類別明細書の写し、補助金交付手続きチェック表、発行から30日以内の市税の完納証明書  
※工場などの新増設の場合は、固定資産税課税明細書または名寄帳兼課税台帳の写し、緑地に替えて工場などの新増設を行ったことのわかる図面および写真を添付してください。

**申込み** 9月28日(金)（必着）までに商工課企業応援係

※申請書類は、商工課窓口またはウェブサイト「へきなん企業応援NAV I」から入手できます。